

第12回  
東京都ウイルス肝炎対策協議会  
会議録

平成28年3月15日  
東京都福祉保健局

(午後 7時00分 開会)

○渡瀬疾病対策課長 それでは、本日、年度末の大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、第12回東京都ウイルス肝炎対策協議会を開催いたします。

私は、東京都福祉保健局保健制作部疾病対策課の渡瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会につきましては公開ということでございまして、本日は本協議会の設置要綱第9項に基づきまして傍聴の方がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、お手元に配付いたしました資料のご確認をお願いいたします。

座席表、委員名簿、次第及び本日の資料と参考資料ということでございまして、資料につきましては1番から9番、参考資料につきましては1番から5番というところがございます。さらに机上のほうへは、職域向け肝炎ウイルス検査受検勧奨チラシ及び「ウイルス性肝炎って？」というリーフレット、さらに肝炎健康管理手帳B型とC型と、それぞれ1冊ずつというところを配付させていただいております。もしそろっていない物等がございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

では、次第に沿って進めさせていただきます。

次に次第の2ということで、各委員のご紹介に参ります。本日は新しい委員の方もいらっしゃいますので、名簿の順にご紹介をさせていただきます。なお、本日、熊田委員、滝川委員、鳥居委員、雨倉委員からは、所用によりご欠席とご連絡をいただいております。また、保健制作部長の上田でございますが、本日、議会対応のため協議会のほうは欠席させていただきますので、よろしくお願いいたします。では、名簿順でご紹介させていただきます。

武蔵野赤十字病院副院長、泉委員でございます。

東京大学大学院医学系研究科消化器内科学教授、小池会長でございます。

公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院副院長、林委員でございます。

東京肝臓友の会事務局長、米澤委員でございます。

豊島区池袋保健所長、原田委員でございます。

檜原村福祉けんこう課長、久保嶋委員でございます。

東京都多摩府中保健所長、渡部委員でございます。

東京都健康安全研修センター所長、田原委員でございます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。健康推進課、山下課長でございます。

私、先ほどご紹介させていただきました疾病対策課の渡瀬と申します。

以上で、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。議事進行につきましては、前回に引き続きまして小池会長にお願いいたしたいと思っております。

小池会長、よろしくお願ひいたします。

○小池会長 協議会会長を仰せつかっております小池でございます。昨年に引き続きまして、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第をごらんください。まず三つ、議事として挙がっております。東京都の肝炎対策の実績等について。2番目が、東京都肝炎対策支援に基づく平成28年度実施計画案について。3、その他でございます。

それでは、初めに議事の1、東京都の肝炎対策の実績等について。

まず、肝炎ウイルス検査について、事務局から説明をお願いいたします。

○山下健康推進課長 それでは、健康推進課山下から、肝炎ウイルス検査につきまして説明させていただきます。

お手元の資料、右下に3ページの資料をごらんください。平成27年度の取り組みからでございますが、まず1の普及啓発事業でございます。職域向けの肝炎ウイルス検査の受検勧奨チラシ、本日、資料のほうでおつけしているものでございますが、こちらのほうを改訂したものを作成いたしまして、記載のとおり東京商工会議所会員企業にお配りいたしました。また、都内の健保組合にも約600カ所でございますが、配付しております。そのほか、さまざまな企業団体等のイベント等でも配布をしているところでございます。

その次、(2)の平成27年度日本肝炎デー及び肝臓週間における普及啓発でございます。都庁舎におけるパネル展あるいは総合行事案内表示板への受検勧奨メッセージを、肝臓週間に行っております。また、広報東京都並びに月間福祉保健の7月号のほうには受検勧奨記事を掲載しております。このほか、ラジオ、テレビによる受検勧奨は記載のとおりでございます。また、新宿の西口から都庁に向かいます副都心4号街路の地下道のディスプレイや掲示板へのポスター掲出、これはデジタルでの掲出ということでございますが、記載のとおり行っているものでございます。

その次、肝炎ウイルス検査体制の整備と受検勧奨でございますが、区市町村に対しましては医療保健政策区市町村包括補助事業によりまして、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等事業への補助を行っております。また、受検歴把握事業につきましても補助を行ったところでございます。

(2)の健康増進事業ですが、こちらは40歳以上の方を対象に区市町村が実施する検診における肝炎ウイルス検査につきまして、個別勧奨にかかわる経費等を含めて補助しているものでございます。このほか、職場における受検勧奨及び検査体制整備の推進のためのチラシ配布につきましては、先ほど1で説明したとおりでございます。

なお、平成26年度の肝炎ウイルス検査の実績のほうは、下のほうの表にまとめてございます。B型・C型それぞれ記載してございますが、受信者数B型のほうが12万3,170人、C型のほうが12万2,771人という状況でございます。陽性率につきましましては、顕著な変動等はないと受けとめております。

肝炎ウイルス検査につきましては、以上でございます。

○小池会長 ありがとうございます。

肝炎ウイルス検査についてのご報告ですが、委員の皆様から何かご質問、あるいはご意見がありましたら、お願いいたします。

平成26年度の受信者数というのは、前年に比べてどうなのですか、去年も同じようなことを聞いた記憶が。

○山下健康推進課長 去年は13万人を超えておりましたので、それと比較いたしますと数千人下がっておりますけれども、そのさらに前の年に比べますと、そこまでは下がっておりませんので年次変動の範囲ということかと思えます。平成25年度が13万203人でしたが、その前の年が11万9,023ということでございますので、12万人代から13万人ぐらいのところを推移ということであれば、顕著な減少ということではなく、年次変動ということで受けとめております。

○小池会長 何かご質問ございませんでしょうか、よろしいですか。

(なし)

○小池会長 それでは、引き続きまして肝炎治療医療費助成制度について、まとめて事務局から説明をお願いいたします。

○渡瀬疾病対策課長 それでは、資料2をごらんください。資料2-1というふうになってございますが、肝炎の医療費助成におきまして、特に昨年につきましては助成対象医療の追加が何回か行われたという形でございます、その項目につきまして、一覧の形で示させていただいております。

5月の段階で、インターフェロンフリー治療「ソホスブビル・リバビリン併用療法」の追加、さらにインターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロン治療について助成対象となるということございまして、8月に入りまして同じくインターフェロンフリー治療の「レジパスビル／ソホスブビル」、11月に入りましてインターフェロンフリー治療の「オムビタスビル・パリタプレビル・リトナビル配合剤」、12月に対しましては、これは新規の治療薬の追加ということではございませんけれども、インターフェロンフリー治療の再治療につきまして、助成対象となるといったところが今年の助成対象医療の追加分でございます。

次の資料2-2をごらんください。こちらは制度改正の概要ということでございまして、B型肝炎につきましては変更なしということでございますが、C型肝炎につきましては、今ご紹介させていただきました治療法の追加の部分、さらに治療につきまして再治療が助成対象となったと、そういったところが改正の概要ということでございます。

なお、インターフェロンフリー治療におきましては、ダクラタスビルとアスナプレビル併用療法以外についてということで、一番下に経過措置としてございますが、28年3月末日までに申請した場合につきましては、保険適用の日まで遡及可能ということでございます。

次でございますが、医療費助成制度のご案内ということでございまして、これはリーフレットの形で配布させていただいているものでございます。特に昨年は、たびたび治療薬の追加等がございましたので、そのたびごとに新たに刷り直しを行ったということでございまして、少し簡易版というところもございますが、内容につきましては時点、時点で更新をしております。特に申請に当たっての注意事項というところにつきましては、こちらのリーフレットの中に記載のほうをさせていただいていたところでございます。

次にA4横の様式でございまして、核酸アナログ製剤治療助成の更新申請に係る診断書の簡素化（案）についてということでございます。こちらにつきましては国のほう、全国肝炎対策担当者会議資料からの抜粋事項でございますが、B型肝炎の核酸アナログ製剤による治療につきましては、たびたびたび更新をしなければいけないということの中で、来年度から簡素化を図るところを国のほうで考えているということでございます。

内容といたしましては、診断書についてはもう一つあるのですが、診断書以外の場合にということがついておりまして、診断書のかわりに検査内容がわかる資料及び治療内容が判断できるものの添付でも可とするというような形での簡素化というところを、国のほうでも現在検討しているというふう聞いています。

次ページ以降につきましては、現在国のほうで考えている内容というのを、それぞれ診断書の書式も含めましてお示しさせていただいているものでございますが、何分まだ正式なものではございませんので、いつから、この様式というか、このスタイルで更新ができるかということに関しては、現在国のほうの状況待ちといった状況です。特に28年4月1日からという形には、恐らく難しいかなと思いますが、適応の開始時期については都道府県の判断で対応されたいということでございますので、正式に国のほうから、この内容について発出されるものがございましたら、その段階で東京都のほうでも診断書の簡素化についてお示しさせていただければというふうに思っているところでございます。来年度年度途中で、このような形の変更点が生じる可能性がありますというお知らせでございます。

続きまして、資料3をごらんください。B型・C型ウイルス肝炎治療の認定状況、実績ということでございます。認定状況につきましては、25年、26年、27年と3カ年分の比較でございますが、27年度分につきましては、まだ27年度は終わってございませんので、その下に各月ごとの認定状況ということで12月分までお示しさせていただいております。インターフェロンフリーの認定に関しましては、今年度は非常に多くなったということでございまして、特に昨年の後半以降、一気に数がふえたという状況でございます。

医療費助成につきましては、報告事項は以上でございます。

○小池会長 ありがとうございます。

今年度、医療費の助成対象となった新薬や治療、それから医療費助成制度の認定条件について報告がありました。皆さんご存じのとおり、インターフェロンフリー治療は新薬が3組助成対象になりまして、また再治療も可能になったということでしたけれども、認定状況も含めて何かご質問やご意見、ございますでしょうか。

- 林委員 この資料2-2の2枚目ですけれども、11ページのご案内のところ、一番下のほうに「助成開始」というのがありまして、区市町村の担当窓口へ申請書等を提出した月の初日からというふうに書いてあります。次の12ページのところを開いていただいて、「対象となる方は」の下から3行目になりますが、「適切であると判断される場合にのみ助成が受けられます」要するに、ここの一番下のところは患者さん側からすれば、提出した月の初日から助成が受けられる。だけれども医療側としては、適切であるというふうに多分東京都が判断をされるので、適切であるかどうかと判断された場合には、それでいいのでしょうかけれども、適切でないとは判断した場合には、この助成開始というのはいわゆるですね。これを見ると患者さんはどちらを信用すればいいか、非常に大ざっぱな書き方をされていて困るのではないかと思います。

それから実際に区町村で助成申請を出して、東京都が申請を許可して、それが区町村に戻って患者さんにわたるのは、多分2カ月ぐらいかかるはずなのです。このインターフェロンフリー治療というのは非常に高価なものでありまして、場合によっては、これは東京都から不適正だというふうに判断されると、その分病院側は全て負担しなければいけなくなります。そうすると、これは非常にまずいので、治療する医師側としては、申請をした月にスタートしましょうということが非常に難しいのではないかと思います。逆に医療助成が受けられるという条件のもとに、普通は治療を始めますので、この書き方というのは、どこかで整合性をもたせていただいたほうがいいと思います。

あと、この前、私のほうの事例で申請を許可された月が、例えば2月に申請書が届いたのだが、12月から許可いたしますという申請書なのです。患者さんは、それでは困りますし、東京都のほうにお話ししましたが、それは制度上無理だと。3カ月過ぎていけば、もう一度再申請をしてくださいというような言い方をされていました。もし、そういうのにするのであれば、許可をするときにきちんと許可する年月日はいつかというのを見ていただいて、明らかに過ぎているものに関しては申請書を出した医師と、いつ治療を始めるのかというのを確かめたほうが私はいいいというふうに思いますが、それに関してはいかがでしょうか。

- 渡瀬疾病対策課長 ありがとうございます。

助成開始につきましては、月の初日からということで表書きしてございますが、それが申請した内容については適正なものであるかという審査のほうが入る関係上、申請すれば必ず助成されるかどうかというところまでは、明確なことは、その段階では言えないという状況でございますので、こちらの文言のところにつきましては、どのような形にするかというところで東京都のほうで検討させていただければというふうに思います。

あと……。

○林委員 少し内容がわからないので、もう一度お話をさせてもらいますと、例えば医師のほうから1月から治療をしたいですよというふうに申請書を出したのだけれども、申請書に不備があるとか、区役所、保健所、東京都また保健所に帰ってきて医療券が発券されるのが2月の下旬とか3月になった場合には、患者さんとしては1月から許可になりますので非常に有効期限が短くて、今のインターフェロンについては4カ月しか認可がないと思いますが、3月から1カ月半ぐらいしか許可がないという状態で認可されても患者さんは困ると。実際に東京都にかけ合うと1カ月ぐらい延長してくれるのですが、この前一人の患者さんをお願いしましたが、30分ぐらい電話のたらい回しで、受付で何回も何回も説明しないといけない状態だというふうに私に訴えておりました。それはごく一部の患者さんではあるかもしれませんが。

本質は、要するに治療をしたいというふうに出した月よりも遅く申請が来て、それもさかのぼって、1月から治療しているかどうかというのを確かめないで助成医療券を出しているという、そういう方法は何か改善ができませんでしょうかということです。

○小池会長 質問は、そういうことですね。12ページのほうのところはインターフェロンフリーの再治療ですね、適切であると判断される場合のみ助成が受けられるというのは、二度目のインターフェロンフリーのことを書いているので、これは関係なくて、ご質問の意図は時期を確認してほしいと。

○林委員 そうです。基本的には、前のインターフェロン治療でも同じだったのです。国あるいは東京都が医療助成をしてくれるということが一つのあれでした。例えばインターフェロン治療でも、何回も何回もやる人は自費とか、いわゆる保険医療の中でできますので、これには乗っからないのです。

もしお答えできなければ、また後でも構いません。

○渡瀬疾病対策課長 治療につきましては14ページの5番、助成の期間をごらんください。丸の2番目のところです。申請した日の属する月より後に有効期間が始まる医療券の発行する場合ということで、その場合につきましては、その旨、区市町村の担当窓口のほうにお申し出くださいということでございまして、特に申請のほうをしていただくから医療機関のほうに問い合わせ等をする場合がございます。そういった場合につきましては、発行まで時間が通常よりも長くかかってしまう場合があるということで、実際に始める場合につきましては、後から始めてあげようという場合については、区市町村のほうにお申し出くださいということで、その際に、もし何というのでしょうか混乱する部分がございますら、我々のほうでも区市町村の担当窓口のほうに改めて周知させていただきますし、東京都のほうにお問い合わせいただければというふうに思います。

そういうふうな形で行っていきたいと思いますので、ご了承いただければというふうに思います。

○林委員 私の質問には、答えていないです。

私が質問しているのは、仮に11月に医療券の申請書を書いて12月1日から行いますと、いついつから始めますと書いてありますから。ですから、12月1日から始めますと書いて、実際に医療券が発券されたのが2月の上旬であって、その医療券の認可されるスタートが12月1日だったという、そういう事例のことを聞いたのです。

○渡瀬疾病対策課長 その場合は、12月から期間分の有効の医療券が発券されていると思うのですが。

○林委員 いえいえ、これは東京都から、先ほどお話ししたとおり高額な治療ですから、東京都がきちんと医療券を発券しないと、医療側としては12月1日から治療したいのだけれども、まだ医療券は発券されていないと。これは東京都でだめだったときにどうしましょうかと患者さんと相談をすると、もう少し待ちましょう、来るまで待ちましょうと、ずっと待つわけです。私どもは、そういうふうにはしています。普通の良心ある医師は、そういうふうにやります。要するに東京都からお墨つきがつかないと治療に踏み切らないというのが、普通の医師なのです。

ですから、2月の上旬に医療券をいただいても、初めてそこで治療が始まるわけで、2月の治療をスタートするのに12月1日からの有効期限のある医療券というのは、余り意味がないのではないかなというふうに思うのです。その手順というのはなぜかというと、皆さんが認可をしているときに、これはいいですよとかハンコを押すのかどうかわかりませんが、もう既に治療を始めますよという、12月から1カ月とか1カ月半とか過ぎているにもかかわらずハンコを押すから、12月から治療をしていいですよというような医療券を発券するということになるわけです。

○渡瀬疾病対策課長 最初、治療するという段階で12月頭から治療しますという場合については、12月から利用できますという形で発券するのですけれども、ただし、非常に期間が短い場合については、こちらのほうの事務的発行の手続の関係上、なかなかそれに合わせて発券するというのが難しいというような状況もございます。そういったところの中で治療開始時期というところを見込んでいただけると、お手元に来た段階から治療を開始することができるかなというふうに思うのですが。すぐに申請して即発券するところまでは、審査をするという状況の中でなかなか難しいところもございます。

○林委員 どうもボタンのかけ違いの答弁になってはいますが。

そういうつもりで言っているのではなくて、皆さんが申請書を認可するかどうかという審査をするときに、その審査がいつから治療が行われるかというのを確かめたらどうですかと言っているのですが。

○渡瀬疾病対策課長 わかりました。

そうしましたら、こちらのほうでも検討のほうをさせていただければと思います。なかなか患者さん、非常に申請される人数が多いところの中で、これだけの人数の方について対応がそれぞれ可能かというところもございしますので、その部分は検討させ



ていただければというふうに思います。

○小池会長 どうぞ。

○米澤委員 すみません、今の林先生の医療費助成の期間の件なのですけれども、去年もこの場でお話をさせていただいたかと思うのですが、申請してから医療券が患者に届くまで東京都で2カ月以上かかっているわけです。3カ月の治療に対して、最近電話相談で、届くのに3カ月かかったと。ただ、それは林先生が先ほどおっしゃった、3カ月後に来るのを見越して、例えば今からだったら5月、6月ぐらいからのスタートにするというように考慮してくださっているの、医療券が来たころから始まるという状況に皆さんなっていると思うのです。

私が今ここで申し上げたいのは、2カ月とか3カ月という期間、今のご説明でも理解はできます。殺到しているということだとか、人数が非常に少ないとか、先生が審議するのが1カ月に1回でしたか、なかなか日にちが取れないとかいろいろな条件があると思うのですけれども、3カ月の治療に、2カ月、3カ月待つというのは、どうしても患者としては納得がいなくて、その部分を物理的に何とかしていただけないかなというのが、私の意見です。

以上です。

○泉委員 さっき林先生がおっしゃった「対象となる方は」の四つ目のところで、「適正と判断された場合のみ助成を受けられます」と書いてあるのは、これはプロテアーゼ阻害剤で1回治療されて、もう一回プロテアーゼ阻害剤を使うことが適切と判断される場合ということで、これは意地悪しているわけではなくて、同じ薬をもう一回やると、さらに耐性ができるので制限しているような書き方をしているだけなので、これは医学的に妥当ではないかと思うのです。

別に何か、わざと落とすとか、そういうことはないのだろうと思いますので、現実には何か却下されたことはないの、むしろ善意の書き方だろうと思うのです。さらなる複雑な体制ができないよということに注意喚起しているの、それ以外の文章を読んでもみると、そんなに審査を必要して落とすということは前提とした書き方ではないと思います。

○林委員 余りこういうところで言うのはふさわしくないかもしれませんが。私は過去、この委員を結構何年かやっていたりして、申請書が不適切だというふうに思う人もおりますし、血小板を拒んで慢性肝炎というふうにつけてくる先生もおりますし、腹水があった症例で治療している症例もありますから、そういうために、これは全てが100%とおるというわけではなくて、東京都が委員会を開いて適正であるというふうに認可しているわけですね。そういうのをきちんとやっているのだろうというふうに、私は信じていますけれども。

○小池会長 その辺、検討していただいて。

難しいですね、どのくらい。やはり期限を区切っておかないと、とんでもないとき

に使われると困りますし、ぜひ協議いただいて、またご回答いただければと思います。

それでは大分時間もたちましたので、続きましてウイルス性肝炎重症化予防推進事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

○渡瀬疾病対策課長 それでは資料4をごらんください。こちらはウイルス性肝炎重症化予防推進事業の実績でございます。

助成についての決定状況ということでございまして、26年度からの数を出してございますが、26年度につきましては10月20日から受付開始ということでございまして、実績は、こちらに記載のとおりでございます。27年度につきましては、実績についてこちらのほう、件数の累計ということで初回精密と定期検査、それぞれ実績のほうを計上させていただいたということでございます。

31ページのところがご案内のパンフレット、リーフレットの内容でございます。申請に当たりまして、初回精密の場合、定期検査費用の助成の場合、それぞれ準備するところと申し込みの内容でございます。こちらに関しましては、特に助成を受ける際に注意することというのでもパンフレットのほうには記載させていただいておりますが、35ページ、こちらが定期検査の費用助成の拡充ということでございまして、内容については、こちらに記載のとおりですけれども、所得制限の緩和を図りますということでございまして、現在、住民税非課税世帯に限られているものにつきまして、それは来年度も引き続きということでございますが、住民税課税年額が23万5,000円未満のものについて、対象を拡充するという内容です。

ただ、検査の助成の中では自己負担も発生することもございますので、国のほうが示してきた内容が、このような内容でございますので、来年度については示されてきた内容の中で、拡充のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

資料の説明につきまして、以上でございます。

○小池会長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

所得に関する制限が少し緩められたという感じですか。ただ、予算案が倍ぐらいになっていますけれども、ここまでふえるかどうかということですね。よろしゅうございますか、これに関しては。

(はい)

○小池会長 それでは、続きまして肝炎診療ネットワークの関連について、まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

○渡瀬疾病対策課長 それでは、資料5をごらんください。肝炎診療ネットワーク肝疾患診療連携拠点病院事業実績報告でございます。

最初のページが、虎の門病院さんのほうで行っていただいた事業実績で、4月から12月までという内容です。肝疾患相談センターの相談実績ということで、内訳が書いてございますけれども、検査として924件ということでございます。特別区、多摩地域、

地域別に分けた場合については特別区からの相談が一番多いという内容でございまして、お聞きになる内容については、特に医療費助成についての相談というところが最も多いということでした。研修については年に3回開催しておりまして、医療従事者それぞれ、また講演会について一般都民の方に向けてということで1回、6月に実施してございます。次のページの患者様については、4回実施してございます。

続きまして、武蔵野赤十字病院さんのほうで実施していただいている実績報告でございます。こちらの相談件数につきましては656件ということでございまして、地域的に武蔵野赤十字さんでございまして、多摩地域からの相談が多かったという内容でございまして、肝炎の治療についてという相談が最も多かったということでした。医療従事者向けの研修を7月と9月、講演会については6月、患者サロンにつきましては4回実施していただいております。

43ページ目以降の部分につきましては26年度、昨年度の実績でございまして、参考までに今年度と合わせて見ていただければなというふうに思います。

あと、51ページをごらんください。A4横の資料でございまして、こちらも先ほどの全国肝炎対策担当者会議資料からの抜粋でございまして、今後の肝炎対策事業を実施するに当たって拠点病院との関係のところの中で、実質勤務が少し変わりますという内容です。今までは、都道府県から拠点病院のほうに委託していたものでございまして、今後は国のほうが肝炎情報センター、こちらのほうに委託をいたしまして、国の肝炎情報センターのほうから拠点病院のほうにメニューについて再委託をするということでした。実施している内容そのものが変わるというよりも、助成する流れが少し変わるということでした。

拠点病院の下側の丸のところ、肝炎情報センターより委託分ということで、幾つか事業内容が書かれておりますが、下線部分につきましては、これまで都が委託していたものでございまして、東京都から委託していたものが今後、肝炎情報センターのほうから委託するという流れに変わる部分がございますということでした。こちらにつきまして、事業そのものと直接の関係はございませんが、流れが変わるところの中でご説明申し上げました。

資料5に関しましては、以上でございまして。

続きまして資料6、ごらんください。肝炎患者さんピア相談事業の実績報告でございまして。

1枚おめくりいただいたところで、4月から12月分の実績でございまして、合計で1,857件の相談件数ということでした。居住地別にみますと都内648、都外1,197ということでした。内容につきましては、特にウイルス治療や病気のことというところの相談が最も多かったということでした。

続きまして、資料7でございまして。職域向けのウイルス肝炎の研修会の実績でございまして。

東京都におきましては、一番最初がチラシでございまして、会社、企業のほうでの職域におけるウイルス性の肝炎について、61ページのところにもございますが、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨を行うことができるよう、肝炎の基礎知識を付与し、肝炎患者等への偏見の解消及び仕事と治療の両立への理解のための研修ということでございます。基礎コースとコーディネーター養成コースということで、このチラシをもちまして応募していただいたということでございます。

61ページの募集方法のチラシのところでございますけれども、対象といたしましたのが、都内593カ所の健康保険組合及び都内に本社のある従業員500人以上999人以下の1,311カ所の企業及び昨年度、26年度の就労者の勤務先69カ所ということで行いまして、受講者数につきましては基礎コース、1回目が25名、2回目が61名。コーディネーター養成コースにつきまして24名ということでございます。3日間研修を受講していただいた方24名につきましては、東京都肝疾患職域コーディネーター認定証のほうを交付しております。

次に資料8、ごらんください。幹事医療機関における取扱要領（案）とさせていただきます。

これまでも肝炎診療ネットワークの事業の実施に当たりまして、幹事医療機関の選定ということでこれまで定めておりましたが、下線部のところでございます、「要件のいずれかを満たさなくなったとき、または指定取り消しの申し出があったときにつきましては、幹事医療機関の指定を取り消すことができるものとする」という文言をつけ加えさせていただければと思います。文言が入った段階で、すぐに何か幹事医療機関の中身が動くかということではございませんが、指定の要件だけ整備しておりましたが、取り消しの要件を整理していかなかったということでございますので、今回、そちらのほうをきちんとしておこうというふうにご考えてございまして、取扱要領の中に、この文言をつけ加えさせていただければというふうにご考えてございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○小池会長 ありがとうございます。

拠点病院、それからピア相談事業、職域向け研修についての実績報告、そして幹事医療機関の取扱要領の一部改正についてご報告いただきました。

まず、最初の拠点病院実績などについて、何かご質問やご意見ございましたら、願いたいします。

大体これまでと変わらない、泉先生、そういうことでよろしいですか。

○泉委員 これまでと変わらないのですけれども、医療従事者研修会の参加人数がぐっとふえまして、インターフェロンなくて内服で治療できるようになったので、勉強したいという先生方が随分ふえたというのが現実だと思います。それに伴って、相談件数もふえているということです。

企業の啓発に東京都がかなり力を入れているのは、非常に特出すべきことだと思って

います。非常に負担がかかって大変なのですが。

○小池会長 ほかにございますでしょうか。

○米澤委員 職域向けの研修についてなのですが、4番の受講者数で基礎コース、定員120名のところ申し込みが27名、78名というのは、もともと120名と想定していて、申し込みがこれだけしかなかったということなのではないでしょうか。

○小池会長 何ページになりますか、61ページ。

○米澤委員 そうですね。

○渡瀬疾病対策課長 定員といたしましては、これだけの数ということで一応確保はしてございました。申し込みにつきましては、特に基礎コース1回目というところの中では、申込者の数がちょっと少な目かなというふうな状況かなというふうに思います。2回目に関しましては、ある程度人数がふえてきたというところの中で、1回目、2回目、何か状況が違うのかというところの中で分析は少し難しいのですが、今後とも、職域向けの研修というところは進めてまいりたいというふうに思っておりますので、来年度以降も申し込みのところも含めて、引き続き検討させていただければというふうに思います。

○米澤委員 せっかく東京都が職域の部分で非常に力を入れてコーディネーター研修もやっていたりしているのですが、これを例えば私たちのホームページだとかに掲載するというような、もっと告知をしたらいいのではないかなというふうに思っていて、このこと自体知らない方が非常にたくさんいらっしゃると思うのです。こういうことを東京都がやっているのだということを、もっと多くの人に知っていただきたいなと思っております。もし事前にスケジュールなどがわかりましたら、可能であれば私たちもお知らせをしたいなというふうに考えています。

○小池会長 せっかく行ったのに27人というのは寂しいのではないかなと。実際、泉先生、講師をやっています。

○泉委員 もう少し多かったです。

連絡していただいたら、医療従事者ではなくて、普通の社員さんで健康管理担当している方が聞くので、難しいので、なるべくわかりやすくするのですが、なかなかしゃべるほうも難しいです。

○小池会長 ほかにございますか。

○林委員 すみません、後ろの職員は、そこでひそひそ話をしないでください。非常に失礼だと思います。

○小池会長 2番目のピア相談事業については、米澤さんのほうも何かご発言、特によろしいですか。最初は拠点病院で、次はピア相談事業ということで、それからあと、職域向けの研修会の話もやりましたが。

○米澤委員 先ほど泉先生も拠点病院の相談についておっしゃっていましたが、私たちが経口剤が幾つか出て、そのタイミングで、例えば27年度で言うと9月に、物す

ごい数の相談があったというような傾向が、ここ数年ずっとみられています。

以上です。

○小池会長 ありがとうございます。

最後の幹事医療機関のは要領を整備しただけで、具体例があったわけではないですね。

○渡瀬疾病対策課長 特段の具体例があったというわけではございませんが、今後の医療機関が辞退したいといったような場合について、要領の中では特別の取り決めはしていなかったというところもございますので、一応今回、そのようなことも、要領に基づいてできるような形で整備を図っておくということで、お示しさせていただいたものでございます。

○小池会長 もともとあれですよ、幹事医療機関になると、医療機関側に何かメリットがあるかという問題が初めからあるんですね。何の援助もないところで仕事がふえるだけだよという考えもありますから、こういう規定はあったほうが、そのときになって慌てないためには、あったほうがいいのではないかと思います。

よろしゅうございますでしょうか。以上が、議事（１）の実績についてでございます。

それでは、続きまして議事の（２）、東京都肝炎対策指針に基づく平成２８年度実施計画（案）についてに移りますので、事務局から説明をお願いいたします。

○渡瀬疾病対策課長 それでは、資料９をごらんください。来年度実施計画の案についてということでございます。事業の実施計画につきましては、肝炎対策指針の中で、各年度ごとに実施計画を定めることというふうにしているものでございます。来年度の計画について、新旧対照表と合わせてご説明させていただければというふうに思います。

一応計画の中で、少し担当する部分が分かれているところもございますので、肝炎ウイルス検査についての部分を、先に健康推進課の山下課長からご説明申し上げたいと思います。そのほかの部分につきましては、私のほうからご説明いたします。

○山下健康推進課長 それでは、新旧対照表の７３ページ、１枚目の第２、事業計画、（１）、感染予防に関する普及啓発のところでございます。リーフレットの配布などのさまざまな広報媒体等による普及啓発を引く続き行ってまいります。日本肝炎デーを含む肝臓週間のほうですけれども、２８年度は７月２５日から７月３１日までということでございます。パネル展等実施予定でございますが、下線にございますように、ウイルス性肝炎の早期発見・治療キャンペーンを実施するなどというところで、少し取り組みのほうは強化を考えているところでございます。「区市町村等に対し」というところの記述は、そのまま変わりません。

おめくりいただきまして、７４ページの概要でございます。肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び実施体制でございます。肝臓週間にちなんだ受検勧奨は、先ほど申し上げたところでございますが、①の二つ目の丸でございます。集客率の高いエリアや施設でのイベントやポスター提出・シネアドの展開による。シネアドといいますのは映画館で映画

の始まる前のCMでございます。こういったものを活用した未受検者への確実な受検勧奨を取り組んでまいります。

また②の区市町村に対する財政支援は、引き続き行ってまいります。（２）の検査の実施体制ですが、こちらのほうも当保健所における肝炎ウイルス検査の実施、区市町村に対する財政支援、区市町村及び職域との連携を引き続き行ってまいります。なお、職域向けの肝炎ウイルス検査普及啓発チラシのところ、下線でございますが、用いるチラシ、本日の資料にもございますような形のもので、職域向けであるというところは明記する形でございます。少し書きぶりは変わってございますが、これまでの取り組みを引き続き行っていくものでございます。

検査の普及啓発や勧奨につきましては、以上でございます。

○渡瀬疾病対策課長 それでは、少しとびとびになって申しわけないですけども、最初の事業計画のところからごらんください。

（１）のところ、先ほど山下課長のほうから普及啓発の話がございました。こちらにつきましては、肝臓週間に合わせた形で、東京都のほうとしてもキャンペーンを強化して実施しようということで計画しているところでございます。内容については、年度明けからということでございまして、現時点では、まだ詳細は決まっておりますが、特に普及啓発のほうについては強化を図るということでございますので、こちらの文言のほうをつけ加えさせていただいてございます。

（２）内容については同じでございます。職域向けの肝炎講習会をウイルス性肝炎研修会ということで、文言の修正を図ったということでございまして、対象のほうにも職域・企業等の健康管理担当者等ということで、等を入れたという内容でございます。

（３）、（４）につきましては、引き続き継続しての対応ということでございます。

１枚おめくりいただいて、２番のところにつきましては、山下課長よりご説明いただきましたので、３番のウイルス性肝炎重症化予防推進事業でございます。こちらにつきましても内容は同様でございますが、陽性者フォローアップ事業の推進ということでございまして、都保健所が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者へのフォローアップを実施するということをつけ加えさせていただいたものでございます。

続いて次の（２）のところ、検査費用助成事業ということでございまして、来年度拡充、拡大があるというところの中で、少し文言整理をさせていただいたという内容です。検査費用助成事業の助成対象者については、別途定めるものとするということでございまして、先ほどの非課税世帯と課税世帯の中で２３万５，０００円までというところの中で、助成対象とするということの内容でございます。

４番、肝炎医療の提供体制及び人材育成の部分でございます。こちらでも文言整備という形でございます。

（２）職場での肝炎対策の理解促進。こちらについて職域向け肝炎講演会としておりましたが、これをウイルス性肝炎講習会ということで直させていただいております。コ

ーディネーター養成コースについても、同様の修正です。

(3) 肝炎医療費助成の実施の部分につきましては、順番を入れかえさせていただいております。肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療、B型肝炎の重なる製剤治療ということで、順番の入れかえのみでございます。

以降の部分につきましては、指針の中で定められたものについて引き続き実施をしていくということで、実施計画のほうをつくってございます。

説明につきましては、以上でございます。

○小池会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から平成28年度の肝炎対策実施計画案について、ご説明がありました。これに関して何かご質問、あるいはご意見ございましたら、お願いいたします。

○米澤委員 第2の事業計画の1の普及啓発の(3)、(4)なのですがけれども、机の上にも配付されている健康管理手帳という東京都につくっていただいている手帳がありますが、こちらの活用について、実は見たことがあるという患者がなかなかいないのです。つまり、実際は活用がされていないという状況で、以前に伺ったところ、非常に少数しかつくっていないというようなお答えがあったと思うのですが、実際に事業計画の中で(4)の二つ目の丸のところに、「かかりつけ医に肝炎患者等に対する治療方法等の説明時に手帳を活用してもらおう」という文言がありますが、このような状況にともなっていないのではないかなというのが、私の意見なのですが、それについては。

○渡瀬疾病対策課長 ご意見を伺わせていただきましたので、どのようなスタイルというか形で活用を図っていくのかというところは、来年度の計画の中で具体的にこうしますというところまでは、現時点では書き込めないのですが、活用についてどういうふうにしていったらいいのかというところは、宿題にさせていただければと思います。

○小池会長 ほかに。

○原田委員 先日、エイズの会議方の田原委員、ご一緒させていただいたのですが、女性の梅毒が昨年の3倍ふえていると。性感染症がふえているなというのは、私たち肌で感じるんです。B型肝炎について最近の感染は、ごく最近のものなのですが性交渉によるものがふえているということがあって、そういったことについてどう考えていけばいいかなという、問題提起です。

○小池会長 これはB型だけですか、泉先生、最近はどうですか。

○泉委員 おっしゃるとおり、日本では母子感染の母子対策でうまく成功して、お母さんから子供のキャリアになることはなくなったわけなのですが、ですから、今、30歳未満の方はB型肝炎はいないということでもうまく成功したわけですが、ところが欧米型のジュノタイプAというのが日本に入ってきて、今の若者の中で流行し始めているということが大きな問題で、主として性交渉感染だろうということですので、恐らく近々に、我が国でも全ての子供にワクチンを打とうということに協議されていますので、そうい



う状況になるのではないかと思います。

○小池会長 10月から、一応決まったのですよね。化血研のワクチンを使わないと足りないというので、使えるようになったというふうに聞いております。

梅毒の記事、私も新聞を読んだのですけれども、あれでBもふえているのかとか、全然その辺わからないです、情報がないので。普通に考えると、Bもふえていそうな気がするのですが、まだ情報がないようです。

ほかに何かご質問、あるいはご意見、よろしゅうございますか。

(なし)

○小池会長 それでは、ご意見いただいたことに留意して事業を進めていただくということで、実施計画は事務局のほうで決定手続を進めるということで、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(はい)

○小池会長 それでは、この後、事務局は決定後の事業計画を後日、委員全員に送っていただくということでよろしいですか。

○渡瀬疾病対策課長 ありがとうございます。ご意見もいただいたところでございます。

正式に決定したものとしまして、後日、各委員の皆様のほうにお送りさせていただければというふうに思います。

○小池会長 どうぞ。

○米澤委員 すみません、この平成28年度肝炎対策実施計画につきまして、私からお願いしたいことがございます。

平成28年度の実施計画については、ぜひ数値目標を設定して効果の検証を行っていただきたいというふうに考えています。現在、数値が存在しているのは研修会ですとかコーディネーター養成に限られておりまして、ほかの県はかなりシビアに設定してまして、例えば肝炎ウイルス検査実施済みの職域を50%にするであるとか、これは西のほうのある県です。厚生労働省が発表しておりますので、すぐわかると思います。それから肝がんの75歳未満年齢調整死亡率を全国平均にまで改善するであるとか、要精密検査者の医療機関受診率平成23年度63.6%を、平成29年度に80%以上とするといった数値の目標を掲げているところが数多くあるんです。

全てとは申しませんが、ぜひ数値目標を実施計画の中に入れていただきたいというのが、私の意見です。

○小池会長 どうぞ、事務局のほう。

○渡瀬疾病対策課長 来年度の実施計画というところの中で、指針に基づいて実施させていただいているということで計画のほうを立てさせていただいてございます。後ほど来年度の予定というところの中で少しお話をさせていただこうかなというふうに考えていたところではございますが、実施計画の中で今回、指針に基づく中では最終年度という形になってくるかなど。年度途中の中で、妥当な指針についてどのように事務局単体で

考えることができるのかという部分では、なかなかすぐに指針、これが東京都として進めていくべきものの数値かどうかというところを判断するのが、なかなか難しいというふうなところもございますので、ご意見として、そういった目標というお話をいただいたところの中では、来年度の計画の中にすぐに盛り込んでという話よりも、もう少し長期的、中長期的なところの中で考えさせていただければなというふうに思います。

○小池会長 数値目標は入れやすいものと入れにくいものがあるので、もっとやさしいものは挙げてみてもいいような気もするのですけれども。検査数を幾つというのと、それを達成するのはなかなか難しいです。こちらが幾ら騒いでも受けてくれない。

それよりも、こういう言い方をしては何ですが、達成そうなものに関して数字を挙げるとするのは、病院でもいろいろやらされて、売り上げを幾らにしたとか、MRSAの件数を減らせとかやると達成できそうな数を挙げて、年度目標を各課で出されるんですが、そこまでだと、だめですか。何らかの……。

○米澤委員 それは東京都が優先順位をつけていただいて、ぜひ大きく掲げたい目標だということでお考えいただければいいと思うのですけれども、例えば先ほどの職域におけるコーディネーター養成講座に何人を目標としたいとか、そういうことでもいいと思います。

○小池会長 ということで、決して無理なことをというわけではないように、私はお聞きしましたので、しっかり検討していただいたらいいのではないかと思います。

ほかには、よろしゅうございますか。3のその他というのがありますから、もし委員の先生方々から何かございましたら、よろしゅうございますか。

(なし)

○小池会長 それでは、本日の議事としては、ここまでといたしたいと思います。

肝炎対策事業については、引き続き、着実に事業を実施していただきたいと思っております。

先ほど話が出ましたように、東京都の肝炎対策指針は5年ごとに見直しするものとなっているということで、来年度が見直しの年となります。

事務局から最後に、来年度の予定等について説明をお願いしたいと思います。

○渡瀬疾病対策課長 協議会は年に1回開催ということで、これまで行ってきたところがございますが、指針について24年からの指針、5年ごとの見直しということでございまして、来年度につきましては見直しを図るということで考えてございます。見直しをするに当たっては、こちらの協議会のほうの各委員の皆様にご意見等をいただいた上で、指針のほうをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。まだ日程的なところまではお示しさせていただくことが難しいのですけれども、来年度に関しましては、一応今のところ3回程度、協議会のほうを開催させていただいて、お示しさせていただいた素案の中でご意見等をいただきながら修正を図り、東京都の指針として出させていただくような形の流れで考えてございますので、その旨、ご留意いただければ

というふうに思います。

まだ来年度の予定というところの中では、日程まではお示しできないのですが、そのようなスケジュール間で動いていくというふうに考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

すみません。先ほどの医療費助成の話につきまして、少し簡単に補足だけさせていただきたいと思います。林先生にお話しいただいたところと、もしかしたら少し違ってしまったりするかもしれませんが、改めてお話しさせていただければというふうに思いますが。

肝炎につきまして申請についての標準処理期間、短ければ短いにこしたことはないと思うのですが、一応東京都のほうでは3カ月で発券するというところで標準処理期間の設定をさせていただいております。かといって3カ月まで必ずかかるのかというふうなことにはならないようにということで、これまでも職員の中での縮められるところはなるべく縮ませようということの中で短縮を図っているというところで、実質だと、先ほど3カ月かかったという人もいらっしゃるかもしれないですが、基本的には2カ月で何とか発券するようということで取り組んでいるということをごさいます。

医療券の有効期間につきましては、一応申請した日の月の初日から使えますよと、有効になりますよと、それは審査が入った上でということにはなるのですけれども、規定としては、そういうふうにさせていただいている。ただ、それでは逆に言うと早過ぎて困るという場合もあるかもしれませんし、その場合については治療開始予定日、そちらのほうを記入させていただく、確認させていただくということで、そのところでそごが生じないようにということで実施させていただいていると。

特に、その中で申し出がない場合についてということについては、診断書の記載の日からということで、有効期間の開始日というところに関しては、なるべく柔軟に対処いたしたいかなというふうに考えているところです。処理期間については、もっと短縮というお話もごさいますので、東京都としても、これまでもなるべく早く発券に向けてということで取り組んでいるところではごさいますが、なかなか目に見える形で半分とか3分の1にというふうに短縮するというのは難しい部分をごさいます。

そういった中で、特に実際に診療に当たっている先生方については、東京都のほうになかなか発券してくれないと、どうなのだと、助成されるのかされないのか非常にお困りの部分も、こちらのほうでも理解するところではごさいますが、特にそういったところの中で、余り臨床のところということでは難しいかもしれないのですけれども、申請したときから2カ月くらいをめどに治療開始日として記載していただくと、発券等、手に入ったところの段階で治療開始というふうな流れはとれるのかなというふうに思います。

なかなかそれ以上の改善のところを、今現在すぐに図るというのは難しいところをごさいます。林先生がお話ししていただいたところのお答えとは少し違ってしまいかもし

れないのですが、一応現状として、このような形で対処させていただければというふうに思います。その点をご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

- 小池会長 事務局から説明がありましたが、この件については、今の回答が一応のいいものとして、もし制度がもう少し使いやすくできるのであれば、その点を努力いただくということで、きょうはよろしゅうございますか。

(はい)

- 小池会長 そうでしたら、開会した事務局が閉会をお願いします。

- 渡瀬疾病対策課長 すみません、小池会長、どうもありがとうございました。また、協議会の委員の先生方からは、本日はさまざまご意見いただきまして、どうもありがとうございます。

今お話をさせていただいたとおりでございまして、東京都のほうでも指針の見直しを図るという予定でございますけれども、国の指針のほうにつきましても、来年度について新たなものが出てくるという話でございますので、そこのところを踏まえた上で、東京都のほうとしても来年度の指針の見直しのところの検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。委員の皆様には今後ともお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本日は大変ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

(午後 8時18分 閉会)